

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和5年11月7日

豊田市長 太田 稔彦



## 1 実施する業務

(1) 業務名 豊田市立小・中・特別支援学校外国人英語指導助手派遣業務

### (2) 業務の概要

豊田市立小・中・特別支援学校に、第一言語が英語又は母国の公用語が英語である外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、ALTの生きた英語を通して、児童生徒が言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。詳細は、別紙「豊田市立小・中・特別支援学校外国人英語指導助手派遣業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約日の翌日から令和6年3月31日までは準備期間とする。）

(4) 提案限度額 471,603,000円（消費税込み）【3年総額】

(5) 派遣人数 31人

## 2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）であること。

イ 平成30年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限

る。)発注のALTを配置する業務(労働者派遣契約又は請負契約の形態は問わない。)で元請として1件当たりの税込金額5,000万円以上(複数年度にわたる契約の場合は単年度当たりの税込金額とし、単価契約の場合は単年度当たりの支払総額とする。)かつ10人以上の履行実績を有する者であること。

ウ 労働者派遣事業許可を有する者であること。

### 3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和5年11月7日(火)から令和5年11月20日(月)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市教育センター(豊田市保見町西古城9番地1 豊田市教職員会館2階)又は学校教育課ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和5年11月20日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市教育センター(豊田市保見町西古城9番地1 豊田市教職員会館2階)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)イ、ウが確認できる書類(契約書・許可証などの写し)

### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和5年11月21日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年11月20日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答方法 令和5年11月28日(火)までに学校教育課ホームページにて行う。

### 7 提案書等の提出書類

下記の(1)、(2)については所定の様式、(3)~(7)についてはA4サイズ両面印刷7枚以内(表紙、目次、見積書及び積算内訳書を除く。)で記載する(提出部数は正本1部、副本6部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

- (1) 令和4年度の県内の国公立小・中学校へのALTを配置する業務の実績
  - ア 契約している自治体数
  - イ ALTの人数
- (2) 令和4年度の県外の国公立小・中学校へのALTを配置する業務の実績
  - ア 契約している自治体数
  - イ ALTの人数
- (3) ALTの採用方針・派遣計画

- (4) A L Tに対する研修計画
- (5) 指導カリキュラム及び教材・教具の工夫
- (6) A L Tの労務管理計画
- (7) 学校及び教育委員会との協力体制等
- (8) 見積書、積算内訳書及び実績を確認できる書類（契約書等の写し） 1部

## 8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年12月5日（火） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市教育センター（豊田市保見町西古城92番地1 豊田市教職員会館2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

## 9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和5年12月19日（火） 午前9時00分から午後0時30分までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 教育委員会会議室（東庁舎6階）
- (3) 備考
  - ア 説明15分以内（時間厳守）、質疑応答10分とする。
  - イ 出席者は3名以内とする。
  - ウ 説明は提出資料のみとし、パソコン、模型、パネル、追加資料等の持込みは認めない。
  - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 10 評価基準

- (1) 7（1）、（2）については事務局において採点を行い、（3）～（7）については選考委員5人による審査を行う。それらの点数と（8）から算出した価格評価の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。  
※詳細は別紙「評価基準」のとおり。
- (2) 最高得点者が複数であった場合は、選考委員による審査の合計点数が高い者を最優秀提案者として選定する。選考委員による審査の合計点数が同点であった場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。  
最低基準点 276 / 460点  
460点 {事務局において採点（60点）+選考委員による審査（400点）} × 0.6

(4) 選考は以下の5名の委員により行う。

- 委員長 加納 誠司 (愛知教育大学 教授)
- 副委員長 中垣 秋紀 (教育部 副部長)
- 委員 小山 幾子 (学校教育課 課長)
- 小川 雅美 (東広瀬小学校長、市教研外国語部 小学校部会長)
- 鈴木文与志 (本城小学校長、市教研外国語部 中学校部会長)

#### 1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和5年12月20日 (水)

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約 (予定) 日 令和6年1月24日 (水)

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

#### 1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。 ) 。

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成10年条例第34号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒470-0344 豊田市保見町西古城9番地1

（豊田市教職員会館2階 豊田市教育センター）

電話 0565-48-2051（直通） F A X 0565-48-8251

メールアドレス [ttnet@toyota.ed.jp](mailto:ttnet@toyota.ed.jp)

別表

資本関係又は人的関係について

<p><b>(1) 資本関係</b></p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等間土の関係にある場合</p>
<p><b>(2) 人的関係</b></p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p><b>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b></p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>